

はじめに

規制の導入に当たっては、その制定過程における客観性と透明性の向上を図るため、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月閣議決定、平成18年3月一部改定）において、各府省が規制影響分析を試行的に実施し、その内容を規制の設定または改廃にかかる意見提出手続き等を通じて国民に情報提供することが求められている。また、文部科学省の所管する教育、科学技術・学術、スポーツ、文化の分野において、規制の便益・規制の費用などの評価の手法を開発することが必要である。

このため、文部科学省では、平成16年度より「規制に関する評価」を試行的に実施しており、平成18年度においても「平成18年度文部科学省政策評価実施計画」（平成18年3月、文部科学大臣決定）に基づき、以下のとおり実施した。

(1) 評価の対象について

平成18年度については、法令に基づく規制の新設又は改廃のうち、社会的影響の大きいものを対象として事前評価を実施することとしており、具体的には以下の法律案について実施した。

○ 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案

- ・ 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約等の的確な実施の確保のための規制

(2) 評価の方法について

文部科学省においては、規制を導入する際の便益と費用を明確にし、それらを比較考量することにより評価を実施することとしているが、昨年度の評価から「規制緩和」については費用分析及びリスク分析を中心として便益分析を省略し、評価の合理化を図っている。

なお、評価を実施する際の規制の便益、費用の分析については、以下に記す点が明確になるよう留意することとしている。

○ 規制の便益

規制を新設・強化することにより得られると見込まれる便益について、直接便益（注1）、社会便益（注2）の別に、出来る限り定量的に評価する。また規制を新設することにより軽減することができると見込まれるリスク（注3）についても評価する。

(注1) 規制実施の効果として、規制対象者に発生する便益

(注2) 規制実施の効果として、社会全体に及ぼす便益

(注3) ある特定の状況で損害を引き起こす危険要因、損害が生じる可能性のこと。

## ○ 規制の費用

当該規制を新設することにより見込まれる費用について、行政コスト(注4)、遵守コスト(注5)、社会コスト(注6)の別に留意しながら、出来る限り定量的に評価する。

(注4) 規制を導入することにより直接発生する、政府の規制運用のための費用(事業予算、行政担当者の人件費、政府側の機会費用等)

(注5) 規制を遵守するために規制対象者(法人・一般国民等)が負担しなければならない費用(法人等における担当者の人件費、規制官庁への申請・報告のための費用、法人内の制度変更・普及啓発・遵守状況の把握のための費用、法人側の機会費用等)

(注6) 規制制度の運用により波及的に社会全体が負担しなければならない費用(自然環境への負荷、社会的利便性への負荷等)

また、想定できる他の代替手段の便益および費用との比較考量や、規制を見直す条件についても評価票に記載することとしている。

## (3) 評価票の公表について

作成した規制評価票案は、評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験者等を構成員とする「政策評価に関する有識者会議」の委員各位より助言を頂いたうえで、当該法律案の国会提出前に文部科学省政策評価会議(議長：文部科学事務次官)において決定し、速やかに文部科学省のホームページ等を通じて公表する。